



パソコンサポート詐欺に気をつけましょう

相談事例

パソコンを使用中、急に「ウイルス感染」と表示が出て、大きな警告音が鳴った。慌てて画面に表示されていたサポート窓口で電話したところ、「パソコンがウイルスに感染しています。除去するので、コンビニで5万円分のプリペイド型電子マネーを買い、番号を教えてください。」と言われた。指示に従い、相手に番号を伝えても、「番号を間違えています。もう一度購入してください。」と言われ、不審に思い電話を切った。

アドバイス

- ◆実在するパソコンのOS会社やセキュリティソフト会社などが表示されていても、それは偽物です。警告画面を閉じるか、パソコンの電源を切りましょう。
- ◆警告画面に表示されているサポート窓口には電話をしないでください。電話をすると、不安をあおられ、料金を支払うよう誘導されます。
- ◆相手から不安をあおられても、請求された料金を支払わず、プリペイド型電子マネーを買ったり、クレジットカード番号を伝えたりしないようにしましょう。
- ◆不安なときは、まずは消費生活センターに相談しましょう。

一人暮らしの高齢の祖母宅に布団の訪問販売！

相談事例

一人暮らしの高齢の祖母宅を訪問すると、梱包されたままの新しい羽毛布団があった。祖母に尋ねると、以前訪ねてきた業者から購入したものだ。「お元気ですか。古い布団を回収します」と言って業者が訪ねてきた。業者はやさしい口調で様々な会話をし、祖母はすっかり気に入ったようだ。代金を準備するために、祖母は銀行まで、業者の車で送ってもらった。20万円の羽毛布団を購入したが、必要とは思えない。最近、祖母は記憶力と判断力が低下している。(30代 家族)

アドバイス

- ◆必要のない訪問はきっぱり断り、業者をむやみに家の中に入れないことが大切です。断っても家に入って来たなど、不安なことがあれば警察に相談しましょう。
- ◆訪問販売や電話勧誘販売では、書類を受け取って8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、取消しができる場合があります。契約者がお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- ◆家族や近所の人、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、不要な品物が大量にないか、日頃から気を配りましょう。高齢者の失敗を一方的にとがめることはせず、話をよく聞き、相談しやすい雰囲気を作きましょう。
- ◆地域の見守りや情報提供のため、市町村の福祉担当課や地域包括支援センターに相談しましょう。
- ◆認知症などの症状がみられる場合は、成年後見制度の利用も検討しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999(第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999(土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや！)(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します